武蔵関第５号	東京都西東京市	西武鉄道㈱	新宿線	市道	2120号線	
三重田街道	東京都葛飾区	東日本旅客鉄道㈱	総武支線	区道	葛90号線	
野田線第201号	千葉県流山市	東武鉄道㈱	野田線	市道	12018号	
滝不動１号	千葉県船橋市	新京成電鉄㈱	新京成線	〃	00―119号線	
中学校前	千葉県千葉市	東日本旅客鉄道㈱	外房線	〃	誉田町93号線	
貝淵	千葉県木更津市	〃	内房線	〃	127号線	
宮東第一	兵庫県加古川市	西日本旅客鉄道㈱	山陽本線	〃	野口18号線	
奥の院	大阪府茨木市	〃	東海道本線	〃	三島丘28号線	
信楽街道	京都府京田辺市	〃	片町線	〃	草内薪線	
高川	滋賀県近江八幡市	〃	東海道本線	県道	下豊浦鷹飼線	
場正第一	山口県光市	〃	山陽本線	市道	岩狩線	
東港町	福岡県北九州市	九州旅客鉄道㈱	鹿児島本線	〃	東港愛宕１号線	
平和町２号	福岡県福岡市	〃	〃	県道	東光寺竹下春吉線	
下和白	〃	〃	〃	市道	和白東2680号線	
矢加部５号	福岡県柳川市	西日本鉄道㈱	天神大牟田線	国道	443号	

3．歩行者等立体横断施設の整備を実施すべき踏切道

踏切道		鉄道			道路	
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名	
藤川１号	愛知県岡崎市	名古屋鉄道㈱	名古屋本線	市道	藤川沖田４号線	

○国土交通省告示第四百二十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月二十六日　　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成十四年国土交通省告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に伴う窒素酸化物等排出自動車の基準の特例）

第３条　窒素酸化物等排出自動車（第４条第２項及び第３項に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）は、道路運送車両の保安基準第三十一条の二に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第425号）の施行の日から平成23年９月30日までの間に初めて受ける検査であって、次の各号に掲げるものを受けるときは、第４条及び第５条の規定は適用しない。

一　継続検査であって、特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証（平成23年３月11日から平成23年９月30日までのいずれかの日が有効期間の満了日として記入されたものに限る。）の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

二　臨時検査であって、特定期日以降に受けるもの

２　前項の検査を受けた窒素酸化物等排出自動車の特定期日については、別表第４の規定にかかわらず、平成23年10月１日とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第四十六号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、平成二十一年度の我が国における温室効果ガスの排出量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月二十六日　　環境大臣　松本　龍

一　二酸化炭素　十一億四千五百万トン
二　メタン　二千七十万トン
三　一酸化二窒素　二千二百十万トン
四　ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。）　千六百七十万トン
五　パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。）　三百三十万トン
六　六ふっ化硫黄　百九十万トン
七　前各号に掲げる量の合計量　十二億九百万トン

（備考）

１　第一号から第六号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。

２　第一号から第六号までに掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。

○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十六日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
弘前市大字堀越字川合五九番五から同市大字門外字富岡四番五まで	前	二一・三五～七七・八四	一・七三二
	後	二三・六〇～七七・八四	一・七三二

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所